

議長／皆さんおはようございます。

ただいまより令和5年3月武雄市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

市長から提出されました第7号議案から第41号議案までの35議案と報告1件を一括上程いたします。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等に関し議会運営委員会に諮問しておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

上田議会運営委員長

上田議会運営委員長／おはようございます。

令和5年3月武雄市議会定例会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、2月24日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました結果について御報告を申し上げます。議長から諮問がありました事項は、第1．会期及び会期日程について、第2．付議事件の審議順序及び委員会付託の要否について、第3．一般質問の質問順序について、第4．各特別委員会の報告について。

以上4項目でございます。

本定例会において審議すべき議案等は、ただいま議長から上程になりました承認議案1件、条例議案15件、事件議案2件、予算議案17件、報告事項1件の計36件でございます。

なお、追加議案等として、承認議案1件、人事案件3件が予定されております。

次に、議案の審議順序及び委員会付託の要否についてでございます。

審議の順序は議案番号順に行い、第25号議案 令和4年度武雄市一般会計補正予算（第10回）及び第33号議案 令和5年度武雄市一般会計予算につきましては、所管の常任委員会に分割して付託、その他の議案につきましては、所管の常任委員会に付託することで意見の一致を見ました。

次に、一般質問でございます。

11名の議員から32項目の通告がなされており、質問順序の抽選結果はデータ配付のとおりでございます。

3月6日から8日まで3日間の日程とし、抽選結果の順に3月6日及び7日はそれぞれ4名ずつ、8日は3名行うこととして、いずれも午前9時開議とすることに決定をいたしました。

質問時間につきましては、答弁を含めて60分でございます。

次に、各特別委員会の報告でございますが、3月9日の議案審議に先立ち、報告を行っていただくことになりました。

以上のことを考慮し検討いたしました結果、会期は本日27日から3月20日までの22日間が

適当である旨、決定をいたしました。

なお、日程等の詳細については、データ配付のとおりでございます。

答申は以上でございます。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日 27 日から 3 月 20 日までの 22 日間と決定をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 27 日から 3 月 20 日までの 22 日間とすることに決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、11 番山口幸二議員、17 番山口昌宏議員、20 番江原議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第 3. 議長の諸報告を申し上げます。

議長の諸報告はデータ配付をしておりますので、それをもって報告にかえさせていただきます。

日程第 4. 市長の提案事項に関する説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

武雄市議会定例会の開会に当たり、市政を運営するに当たっての所信を述べさせていただくとともに、提案事項について御説明申し上げます。

このたび、市民の皆様、議会の皆様、そして各方面の方々より幅広い御支援を賜り、1 月 11 日より引き続き 3 期目の市政運営を担わせていただくことになりました。

まさに身の引き締まる思いでこの場に立っております。

私は、市長就任以降、できるだけ現場に出向き、皆様の切実な声をお聞きしながら、災害やコロナなど本当につらい思いをされている中でも、安心して暮らせるまちの実現に向けて様々な取組を進めてまいりました。

これからも引き続き、「市民目線」、「信頼」、「一所懸命」を基本姿勢として、市民の負託を受けた責任の重さを胸に刻み、全力で市政運営に当たってまいりますので、議員の皆様、市民

福祉の向上、そして本市のさらなる発展に向けて、共に市政を進めるべく、どうぞよろしく
お願いいたします。

治水対策についてであります。

大雨による被害を二度と起こさないため、治水対策を最優先施策としてさらに前へ進めてま
いります。

治水対策は、今日明日で一気に進むものではありませんが、まず第一に、昨年より今年、今
年より来年と毎年着実に進めていくことが何より重要であります。

ため池については、しゅんせつを進めて貯水量を増やすとともに、協力金の創設や水位標の
設置により、出水期前の事前放流に継続して御協力いただける環境を整備するなど、さらな
る活用を進めてまいります。

田んぼダムについては松浦川流域も含めて面積を拡大し、さらには、河川のしゅんせつや令
和6年竣工予定である広田川排水機場周辺の排水対策など各取組を強化するとともに、新た
に雨水貯留施設の整備や市民の貯留タンク購入を支援するなど、流域治水を強力に進めてま
いります。

また、万一に備えて、水災補償保険未加入者の保険加入を促進してまいります。

第二に、様々な治水事業を行っている中で、また、今後さらに行っていく中で、床上浸水ゼ
ロに向けて、いつまでに何に取り組むのか、また、その効果などのロードマップを市民の皆
様にしっかりとお示しし、皆様の不安を軽減するとともに、未来への希望を持ってもらうこ
とが今こそ重要です。

特定都市河川の早期指定を目指すとともに、令和5年度中に市全域を対象とした治水対策計
画を策定いたします。

今後も、引き続き、国県等と連携し、流域全体での治水対策を着実に進め、いつまでも住み
慣れた場所に住み続けることができ、誰もが安心して暮らせるまちをつくってまいります。
新幹線を活かしたまちづくりについてであります。

西九州新幹線開業によるまちの盛り上がりをさらに伸ばして、まちの活性化につなげるこ
とが重要であります。

通勤通学定期券半額補助の下限年齢要件を撤廃し、より幅広く使いやすい制度へと拡充し、
さらなる移住につなげてまいります。

さらに、市内外在住を問わず、移住定住のために空き家をリノベーションする際の支援や長
崎県を中心に子育て世代をターゲットとした移住プロモーションを大きく展開するなど、あ
るものを生かしながら、移住定住を強力に推進いたします。

教育については、これまでもICT教育など教育改革のトップランナーとして力を入れて進
めてまいりましたが、さらに、小学3年生から中学卒業までの7年間の一貫した英語カリキ
ュラムの実施や市内在住の英語ネイティブとの交流など、英語教育の抜本的強化を図ってま

います。

また、県内初の全教職員へのファシリテーター研修を行うなど、学びの環境を充実させ、教育という本市の強みをさらに伸ばし、移住定住にもつなげてまいります。

高等教育については、2月15日に、本市初となる4年制大学の開学に向けて、学校法人旭学園と覚書を締結いたしました。

市民の皆様から多くの期待の声をいただいております。

今後は、新たに設置した「大学設置支援室」を中心に、市民や議会の皆様や関係者の御意見を聞きながら、大学設置に向けた協議を丁寧に進めてまいります。

また、眉山キャンプ場の通年利用など武雄にある資源を生かして本市へのさらなる誘客を図るとともに、周辺自治体や広域エリアとの連携をさらに深く、さらに広く進め、西九州のハブ都市として交流人口を増やし、市民の皆様と一体になって活気やにぎわいのあるまちをつくってまいります。

文化・スポーツのまちづくりについてであります。

文化については、令和8年の竣工を目指し、新たな文化交流拠点施設の整備に着手いたします。

文化交流拠点施設の整備をきっかけに、文化やアートを通して市民が集い、多くの方々が交流することで、新しい文化の創造や文化によるまちのにぎわいの創出など、文化都市武雄を目指します。

また、本市の歴史を市民共有の財産として後世に継承するため、教育委員会に4月1日付で「市史編さん室」を新設し、市史編さんに着手いたします。

市史については、市町村合併前に編さんされた、それぞれの市史、町史発行以降、新たな記述がない状態となっているため、昭和から令和までを中心に本市の軌跡を取りまとめ、新市施行20周年を迎える令和8年の発行を目指し進めてまいります。

スポーツについては、令和6年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の成功に向け、リハーサル大会などの準備を進めるとともに、5月に運用開始予定の新体育館の活用や障害スポーツの充実など、年齢や特性に関係なく、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。

文化やスポーツを通して心の豊かさや誇りを醸成するとともに、まちのにぎわいにもつなげてまいります。

次に、誰一人とり残さないまちづくりについてであります。

どんな環境や境遇であっても、誰もが自分らしく幸せに暮らせる温かいまちをつくるため、「ヤングケアラーゼロ」を目指した取組に力を入れてまいります。

まずは、市内の小学5年生から高校生まで、また、小中学校の教職員を対象にした県内初となる実態調査を実施いたします。

また、同じく県内初となる関係機関が連携した「ヤングケアラー支援チーム」を発足し、一人一人の子供に応じたきめ細かい支援を充実してまいります。

また、サロンお出かけ支援などによる高齢者のお出かけや地域包括ケアの取組を支援するなど、全ての高齢者がいつまでも元気に、生きがいをもって毎日を楽しんでいただく機会を増やしてまいります。

また、4月1日付で「デジタル政策課」を新設し、総務省の地域活性化起業人制度を活用して企業から人材を受け入れ、専門的な知見も活用しながらデジタル活用を加速します。

加えて、武雄市DX推進計画の策定を行うなど、令和5年度を「デジタル本格活用元年」と位置づけ、デジタルをもっと便利で暮らしやすいまちづくりにつなげてまいります。

最後になります。

令和に入り、2度の水害や長引くコロナ禍、物価高騰など大変厳しい時代であります。

そのような中ですが、本市では新幹線開業や新大学設置など明るい兆しも見えてまいりました。

市民の皆様が今求めているのは、このまちにずっと住み続けていけるという希望、このまちはもっとよくなるという希望、すなわち、未来への希望であると考えております。

これからも市民の命と暮らしを守ることを最優先に、このまちにあるものを生かして、さらに伸ばし、住み続けたい、帰ってきたいと思える希望あふれるまちを目指してまいります。

そして、文化やスポーツ、教育を通じて、誰もが夢に向かってチャレンジできるまち、その夢をみんなで応援するまち、誇りある、未来へつながるまちを目指し、今後もより一層努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解・御協力を切にお願い申し上げ、私の提案事項説明とさせていただきます。

本議会もどうぞよろしく願いいたします。

議長／北川副市長

北川副市長／おはようございます。

それでは、私のほうから今定例会に提出しております議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例議案15件について御説明いたします。

「武雄市個人情報保護法施行条例」は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

「武雄市個人情報保護審議会条例」は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護審議会について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

「武雄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」は、情報通信技術を利用する方

法により手続等を行うために必要となる事項を定めるため、条例を制定するものであります。

「武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、消防団員の処遇の改善を図るため、条例を改正するものです。

「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」は、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について所要の整備を行うため、条例を改正するものです。

「武雄市手数料条例の一部を改正する条例」は、航空写真付きの土地所在図の写しの交付に係る手数料の金額を定めるため、条例を改正するものです。

「武雄市まちづくり応援基金条例の一部を改正する条例」は、企業版ふるさと納税に係る寄附金を積立ての対象にするため、条例を改正するものです。

「武雄市体育施設設置条例の一部を改正する条例」は、武雄市民球場の備品の使用料を定めるため、条例を改正するものです。

「武雄市眉山キャンプ場設置条例の一部を改正する条例」は、眉山キャンプ場を社会教育施設から保健休養施設へと変更すること等に伴い、条例を改正するものです。

「武雄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び武雄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

「武雄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、条例を改正するものです。

「武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」は、助成対象者に係る制限を緩和するため、条例を改正するものです。

「武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」は、助成対象者である重度知的障害者の要件を見直すため、条例を改正するものです。

「武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものであります。

このほか、督促手数料の見直し等に伴い、武雄市下水道条例等の一部を改正する条例を提案いたしております。

次に、事件議案2件について御説明いたします。

「志久排水機場災害復旧工事請負契約の一部変更について」は、志久排水機場災害復旧工事の契約金額を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

また、「市道路線の廃止について」は、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、予算議案について御説明いたします。

新年度の予算議案につきましては、「令和5年度武雄市一般会計予算」のほか、6件の特別会計と2件の公営企業会計の予算を提出いたしております。

このうち「令和5年度武雄市一般会計予算」では、まず治水対策として、治水計画策定事業、雨水貯留浸透支援事業、ため池治水活用事業、水災補償加入促進事業等に要する費用を計上いたしております。

また、ハブ都市武雄のさらなる推進として、周遊観光促進事業、広域連携強化イベント等の開催のほか、通学通勤定期券購入費の補助の拡充、移住定住のリノベーション支援事業等に要する費用を計上いたしております。

このほか、地域活性化起業人活用事業、ヤングケアラー事業、英語力向上事業、武雄市史編さん事業、新体育館オープニングイベントの開催等に要する経費を計上いたしております。次に、令和4年度補正予算議案では、国県の支出金の確定あるいは年度内の執行見込みに基づく事業費の増減等により、「令和4年度武雄市一般会計補正予算（第10回）」のほか、6件の特別会計と1件の公営企業会計の補正予算を提出いたしております。

このうち「令和4年度武雄市一般会計補正予算」では、国の補正予算等による令和5年度計画からの前倒しとして、産地生産基盤パワーアップ事業、橋梁長寿命化修繕事業に要する経費を計上いたしております。

また、さきの議会以降、緊急を要した「令和4年度武雄市一般会計補正予算（第9回）」の専決処分を行いましたので、これについて議会の承認を求める議案を提出いたしております。

このほか、交通事故による損害賠償に係る専決処分の報告をいたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／日程第5．教育長の教育に関する報告を求めます。

松尾教育長

松尾教育長／おはようございます。

教育に関する報告を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

市立小中学校では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行により、学級閉鎖等も行いましたけれども、新型コロナの陽性者も徐々に減少し、学年末のまともに取り組んでいるところです。

次に、子育てについて申し上げます。

武雄市子育て総合支援センター15周年記念事業として、12月3日に北方公民館北方文化ホー

ルにおいて、子育て講演会「つながりあそび・うたコンサート」を開催いたしました。
多くの親子連れに御来場いただき、開所15周年を祝っていただきました。
続きまして、生涯学習について申し上げます。

1月3日の成人式につきましては、民法の改正により令和4年4月1日から18歳が成人年齢となりましたけども、武雄市では20歳を対象年齢として、今年から「二十歳のつどい」と名称を変え、また、コロナ禍で昨年までは二部制で実施しておりましたが一部制で開催することができました。

雄武町の児童交流派遣事業につきましては、2月3日から7日にかけて、市内小学6年生11名が3年ぶりに雄武町への訪問ができ、研修や交流を深めることができました。

次に、文化について申し上げます。

武雄市新文化交流施設エリア整備基本計画につきましては、策定委員会を今年度開催し、市民の皆様の御意見等も踏まえて、基本計画（案）として取りまとめております。

以上、教育に関する報告をいたしました。

なお、12月から2月までの3か月間に実施しました主な行事等につきましては、別紙一覧表にお示ししたとおりでございます。

最後になりますが、今後ともさらなる御指導・御鞭撻をお願い申し上げまして、教育に関する報告とさせていただきます。

議長／以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。